

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	西区第50回衆議院議員総選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務
発 注 課	西区市民部総務企画課
選 定 事 業 者	株式会社札幌標板製作所
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、市選管において調達（レンタル）した掲示板を使用し、第50回衆議院議員総選挙に係るポスター掲示場の設置及び撤去を行うものである。なお、本業務のうちポスター掲示場の設置については、法定上、公示日の2日前には設置を完了させなければならないとされている。 過去の選挙実績及び過去の請負業者への聴き取り結果により、掲示板設置作業については、ポスター掲示板の調達（レンタル）業者から掲示板を引受けた後、最低でも5日間の作業期間を要する。 また、ポスター掲示板の調達（レンタル）については、設置業者への引渡しの前までに、引渡し場所を特定するため、本業務の請負業者を選定しておく必要がある。 一方で、今回の衆議院議員総選挙に係る執行経費は、令和6年度当初予算に計上されておらず、予備費の充用を経てから予算計上されることから、一般競争入札による契約締結を行うことが期間的に不可能であり、そのため特定随意契約による契約締結を進める必要がある。 当該業務については、上記のとおり極めて短期間で業務を完了させる必要があり、履行前に現地確認等の準備を行うことも日程上困難であることから、過去7年間に当区内で衆議院議員総選挙に係る同種業務の請負実績のある事業者でなければ、適正な業務履行を担保することができない。 この条件に合致する株式会社札幌標板製作所及び株式会社中央ネームプレート製作所に対し聴き取りを行ったところ、株式会社中央ネームプレート製作所からは、上記日程では履行困難であり指名を受けても辞退する旨の回答があり、株式会社札幌標板製作所からは、今回の選挙においても履行可能との回答を得たところである。 以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、特定随意契約により本業務の調達を行うものとし、上記事業者を契約の相手方として選定する。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和6年10月2日